

# 服装・身だしなみ規程



CRASSONE

# 目次

第1条	目的
第2条	適用範囲
第3条	規則順守の義務
第4条	基本的な考え方
第5条	服装・身だしなみの基準
第6条	服装・身だしなみの判定

## 附則

1. この規則は、2014年1月1日から実施されます。
2. この規則を改廃する場合は、クルー代表の意見を聴いて実施します。
3. 改定履歴
  - 2014年7月1日改定
  - 2019年4月1日改定

## 第1条 目的

1. この規程は、会社におけるクルーの服装に関する事項を定めたものです。

## 第2条 適用範囲

1. この規程は、会社に勤務する全てのクルーに適用されます。ただし、アルバイト等はその者に適用する別段の定めをした場合はその定め、または、個別の雇用契約を優先するものとします

## 第3条 規則遵守の義務

1. 会社およびクルーは、この規程を守り、お互いに協力して会社の発展に努めなければいけません。

## 第4条 基本的な考え方

1. クルーはミッション・ビジョン・バリューを理解し、クルーにふさわしい身だしなみを維持するものとします。
2. クルーは、服装や身だしなみに留意し、他人に不快感を与えたり、職場の風紀秩序を乱すような服装をしたりしないように留意しなければなりません。
3. クルーの身だしなみは、急な来客時等に、TPOに応じた身だしなみで対応できるものとします。
4. 式典時等には、ジャケットを着用するなど、通常時よりフォーマルな装いをお願いすることがあります。
5. 夏季はクールビズを推奨し、省エネ対策に配慮した服装を認めることとします。
6. 具体的な服装のガイドラインについては、各部署において職種や業務の性質等に応じて定めたくうえで、周知することとします。

## 第5条 服装・身だしなみの基準

1. 服装および身だしなみは、清潔、清楚、上品を基本とし、職種や職場にふさわしいものでなければなりません。
2. クルーは、次の各号に該当する服装および身だしなみは認められません。
  - ① 仕事の効率を阻害するもの
  - ② 他人に不快感や奇異感を与えるもの
  - ③ 著しく派手なものや、刺激的、挑発的なもの
  - ④ その他、クルーとしてふさわしくないと判断されるもの

## 第6条 服装・身だしなみの判定

1. 服装および身だしなみが適当であるかどうかの判定は、所属長および部署内の複数のクルーの判断により行います。
2. 前項により、適当でないと判定されたときは、会社は当該クルーに対して、是正命令を行います。
3. 当該クルーが前項の是正命令に従わないときは、懲戒処分を行うことがあります。